

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁

質問項目：



【基金】

1. 震災復興基金について
 - 震災復興基金の活用方針を示していただきたい
2. 基金の見直しについて
 - 各基金の適正規模の目安を設けていただきたい
 - 基金全体の活用基準を整理してはいかがか
 - 定住促進基金は人口増加による課題解決に

【園庭の無い保育園の園外活動の支援】

1. 区有施設等の活用だけでは追いつかないのでは
2. 保育園園庭の代わりとなる公園を増やせないのか

【教育現場の ICT 環境整備について】

1. 通信速度の改善、共有可能なクラウドサーバーなど、教職員のための ICT 環境改善の早期実現を

【区有施設等における文化芸術活動】

1. 制限のある区有施設の利用条件の改善を

* 一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方などを区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

令和元年第3回定例会にあたり、自民党議員団のひとりとして、武井区長及び青木教育長に質問をさせていただきます。

まず初めに**基金**についてです。

港区には17の基金があり、それぞれ必要に応じて積み立てや切り崩しを行い、港区のための費用として使われています。基金の積み立て総額は年々増加し、平成30年度末時点において1,604億円となり、ほぼ昨今の港区の一般会計年度予算と変わらない額が、将来の課題に備えるため、戦略的に蓄えられています。その中でも、総額として顕著な積み立て額を見せているのが、震災復興基金と財政調整基金です。

区民サービスに影響のないよう積立が行われているといいますが、偏った積み立てに圧迫されることのないよう、今、目の前にある緊急の課題をスピーディーに解決するための予算編成を港区に望みます。

平成29年に条例制定された「震災復興基金」は、令和4年度までに1,000億円を積み立てる計画であり、平成29年度は前倒し分を含めて約420億円、平成30年度も前倒し分を含めて約120億円を積み立て、昨年度末の残高は660億円を越すこととなりました。

震災復興基金は「港区震災後の区民生活の再建並びに産業およびまちの復旧復興のための基金条例」の中で基金を設置するという文言がある以外、基金の活用方針や施行規則など未だ存在しません。本来であれば、1,000億円を積み立てるといった計画と同時に、ある程度の必要事項は定めておくべきだったかと感じます。

首都直下型地震の発生確率は70%と言われ、つまり向こう30年間毎日が発生確率70%の中で我々は暮らしているわけです。また、条例も震災後の復興と明記されている以上、台風や豪雨などによる災害に活用することは想定していないと思われまして、港区がこの基金を切り崩して使用することがあるとすれば、少なくとも23区内は港区と同様の震災による被害を受けていることは間違いありません。その中で国や東京都からも支援を受けつつ、港区と区民の暮らしの立て直しをするというための基金であるわけですから、そろそろ活用の目安を提示してもらった必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問をいたします。

- 現在、計画の約7割近くまで積み立てられている震災復興基金について、活用方針を可能な限り早期にお示しいただきたいのですが、区長の見解を伺います。

次に、**基金の適正規模**について伺います。

全体的に基金を積み立てることは将来に向けて重要なことであり、理解をしています。しかし、計画的に活用することもセットだとも理解しています。ハードとソフト、設置費用とランニングコスト、活用には様々な種類があり、費用内訳の分担手法も様々であって、自治体の腕の見せ所です。

港区の基金は堅調な財政運営による十分な蓄えはできています。現時点で切り崩すことができない震災復興基金の660億円は別管理としても、480億円近い財政調整基金や150億円を超える教育施設整備基金、75億円を超える公共施設等整備基金や定住促進基金など、この中に我々の求める事業のための費用も当然含まれていると思われませんが、予算化されずなかなか出てこないことがもどかしくも思うこともあります。

毎年のふるさと納税における減収額は増加し、今年度は約43億円となる見込みで、区の財政に与える影響は大きくなりつつあり、だからこそ将来安定した運営のための基金であり積み立ては重要であります。積み立て額の目安をもうすこし明確にしていきたいと思います。

そこで質問をいたします。

- 財政調整基金を含め、各基金はどの程度蓄えがあるべきかなど、基金の適正規模について区長の見解を伺います。

次に、**基金全体の見直し**について伺います。

今現在、いくつかの基金は、特定担当課のための貯金箱となっているように見えます。基金によっては重複しているとみられる支出目的が見受けられることもあり、我々区民から見れば基金の使用目的の基準がわかりにくくなっているのではないのでしょうか。

高齢者安心定住基金も、考えようによっては定住促進であり、安全安心施設対策でもありま

す。以前行われた区立小中学校の天井等耐震化改修は学校施設整備基金ではなく、安全安心施設対策基金から捻出されてきました。このように基金によっては組織横断的に活用されていることもあります。基準が理解しにくいです。過去何年も積み立ても切り崩しも動きのない基金もあります。

また、定住促進基金はちいばすや自転車シェアリング、歩車道整備や電線類地中化整備、何故か来年の東京2020大会のための道路整備に至るまで、いわゆる土木費とされる分野で大半が使用されています。定住促進基金条例は平成3年に施行され、人口の回復を期待しての措置であり、当時の港区はこの基金の設置と活用によって助けられたことは多く、現在の増収による区政の安定運営には随分と寄与されたと思います。

しかし、定住促進という定義において、今の時代は我々議員も含む多くの区民が「住み続けられるための整備充実」という意味を要望していることが多いことから、人口が増えたことによる施設や福祉の整備に活用しても良いのではないかという意見も少なからずあることを、機会あるごとに意見を申し上げさせていただいております。

そこで質問をいたします。

- 基金全体の目的と趣旨を今一度整理し、必要なものは統合するなど、より区民にわかりやすくされてはいかがかと考えますが、区長の見解を伺います。

次に、**定住促進基金**について伺います。

港区定住促進指導要綱には定住協力金というものが定められています。港区が求める生活に便利な施設などの設置が困難であり、区長がやむを得ないと認めた場合には、開発事業者は区に対して定住協力金を拠出することが可能とされ、予算上、指定寄付金の位置付けとされています。港区は事業者の協力によるまちづくりが多くみられますが、生活利便施設の誘致には苦戦をしています。必要であれば協力金の増額を依頼することも選択肢のひとつです。

定住促進基金は活用目的を広げ、そろそろ30年近く定住を促進してきたことによる人口増から発生した課題を解決するため、教育や福祉を含む住環境や生活環境など、区民として安心して住み続けられるための事業に特化していただきたいと思います。

そこで改めて質問をいたします。

- 定住促進基金の設置当時とは社会情勢も様変わりしました。これからは人口増に伴う課題に対応する総合的な基金として組織横断的に活用していただきたいのですが、区長の見解を伺います。

続きまして、**園庭のない保育園の園外活動の支援について**伺います。

港区の年少人口がこの数年著しい増加の一途をたどっています。様々な機会に待機児童解消の声が上がリ、港区はその都度区民の要望に応え保育園の定員を拡大し、保育園を開設しやすい環境を整え、これにより少しずつ様々な改善がされてきていますが、その結果、都市部では園庭のない保育園が増加してきました。

外遊びの場である近隣の公園へ移動する姿を毎日のように目にする機会があり、距離を歩くことで災害など緊急時の歩行訓練を兼ね、交通ルールを守ることを教わる機会が増えていますが、やはり時々はいつもののではない大きな広い場所でのびのびと遊べる場所が欲しいという要望は日に日に大きくなっています。

有識者会議でもそのような意見は多く、子ども・子育て会議の答申でも子どもの遊び場の確保は挙げられています。現在では区有施設の解放や夏場のプール遊びなど、可能な限りのことを実施していただけていますが、残念ながらまだ需要に対する供給は追いついていません。

新たに整備する元麻布保育園など、広い園庭を確保する区有施設は園庭のない私立保育園に場所を提供する予定と聞いていますが、それはおそらく幼児が歩行可能な距離にある私立園と限定されることになると思われます。それだけではなく、地域によっては交通事情や遊具の有無、また水飲み場とトイレが設置されている公園でないと選択肢として選ばれにくいことも現実問題として存在します。

目黒区では園庭のない保育園への外遊びとして、ガバメントクラウドファンディングを利用し、公園へ送迎するバスのための寄付を募りました。目黒区の試算ではバス1台、1日3園利用の運行するにあたり3万円程度の費用がかかるとされ、実際の寄付は目標寄付の1/4でしたが検証を経て今年4月からバス2台で事業を開始しています。港区でもこの施策に関して調査に行き、効果も課題も認識されていると伺いました。

そこで質問をいたします。

- 先行自治体の例も踏まえ、外遊びの機会を設けるための手段を幅広く検討し、実施をしていただきたく思います。これまで同様、区有施設等の活用だけでは追いつかない中、外遊びをどのように改善しようとしているのか、区長の考え方を伺います。

園庭のない保育園の園外活動を支援するためには少なくとも3種類の支援方法があると考えます。1つ目は現在港区が積極的に計画している区有地や区有施設を遊び場として解放する方法、2つ目は先ほど申し上げたような適切な遊び場への送迎、そして3つ目は計画的な公園の整備です。地域によっては公園の数に偏りもあり、まして子供達の遊べる公園は限定されてきます。

平成28年に策定された「港にぎわい公園計画」では、令和2年度までに開発などにより、公開空地などの民間空地の拡大を見込んでいます。公園と同じような機能を有する公開空地を確保することによって公園などの面積を補い、歩いていける範囲に公園等がない住民の割合を半減させることを目標としておりました。歩いて行ける範囲を半径250mと設定し、いわゆる公園不足地域と呼ばれる場所が区内で6エリアありました。

参考とされている数字は一人あたりの公園等面積を人口で割ったものとして、この計画が策定時に参考にした平成26年度の状況では区民ひとりあたり4.36平方メートルとされ、一番少ないのが麻布地区で1.83平方メートルと、平均の半分にも満たない状況です。しかし、この「公園等面積」の定義には緑地や公開空地が含まれています。先ほど申し上げた「歩いて行ける範囲の公園等」の定義にも青山霊園や民有空地を含んでおり、我々区民が想像しているいわゆる遊べる公園や憩いの公園をイメージするような場所だけではありません。このような緑地や公開空地を含めない場合、ひとりあたりの公園面積は当然もっと少なくなります。

このひとりあたりの面積の増加という指標だけでは、公園という存在と利用価値の向上に結びつきにくく、まして人口が増えていく港区においては新規の都市計画公園も予定されていません。公園の整備に限らず、自治体が積極的に土地を取得して需要ある施設を整えることは難しく、港区も例外ではなく何が一番の困難かと言えば取得できる土地が無いというのはみなさんご承知の通りです。

そんな中、港区は「開発によって確保された公開空地等の民有空地が多い」ことが特性とされています。大規模開発の機会を捉えた公園の確保が重要だと港区は何年も前から認識されているようですが、区内における大きな課題は大規模開発の機会が少ない地域です。

そこで質問をいたします。

- たくさんの公園に水飲み場やトイレが併設されることが園外活動の充実に繋がり一番望ましいことですが、近隣からの反対など、様々な事情もあり困難であると聞いています。このような中でも、保育園の園庭がわりになる公園は増やす努力はしていただきたいのですが、方向性と対策について区長の見解を伺います。

続きまして、**教育現場の ICT 環境整備**について伺います。

来年度から小学校、再来年度からは中学校において、全面実施となる新しい学習指導要領で、英語の教科化やプログラミング教育の必修化、それに伴う学校施設における ICT 教育整備が求められてきました。区立小中学校の子供たちが充実した港区の教育を十分に受ける機会があるようにと、児童へのデジタルデバイスの提供や授業内容、そしてそれに伴う教職員への研修など、新学習指導要領に対応する教育がしっかりと行えるよう港区は準備をされてきていると思います。

その一方、職員室の ICT 環境の改善が大きく遅れを取っているのではないのでしょうか。

こちらの方が改善は急務と思われるます。教材作成や研究などの調査においても、校内のインターネット通信スピードは我々が日常で使用する携帯電話のよりも遅い時もあり、教職員が作業をする上で、非常に効率が悪いということも聞いています。

それ以外にも事務作業の効率化など、学校事務の機能を統合したシステムもこれからの時代は必要になってきます。例えば国際学級で使用する教科書は国際学級講師の手作りです。肖像権や他権利の問題から、教科書をコピーすることはできず、ただ英訳するものでもありません。これに限らず各学校で共有可能なものは共有すべきですし、教育委員会事務局や保健所から学校へ提供する情報もたくさんあり、ICT を活用した令和の時代の職員室を港区が率先して作っていただきたいと思います。

そこで質問をいたします。

- 現代の学びの実践において、セキュリティを担保した通信速度の改善、そして教育委員会と各校で共有可能なクラウドサーバーなど、教職員のための ICT 環境整備の早期実現に向けた対策を、教育長に伺います。

最後に、**区民センターなど、区有施設の利用条件の改善について**伺います。

区民センターや区民センターホールなど区の施設を区民が利用する際、予約システムと施設の利用登録を行う必要があります。それに関わる港区立区民センター登録要綱では団体登録に必要な事項を定め、構成員が10名以上であることや構成員の7割以上が、区民や在勤者であることを求めています。

その中でも、利用目的によっては2ヶ月前の施設利用予約期間では不十分な上、区民センターや区民ホールの利用にも制限があるものもあります。特に文化芸術活動はその性質から、個人や少人数で行われるものも少なくありませんし、そもそも団体登録に必要な条件が満たない場合もあるようです。

例えば、登録団体は一定の参加費を取ることができますが、それ以外の団体や個人では利用はともかく、費用を徴収するなどの行為を行うことはできません。また、一般的に区有施設で行われる活動を動画にして公開することにも制限があるとのこと。公共施設であるため、様々な利用規約が存在するのは理解しておりますが、文化芸術の裾野を広げ、豊かな文化を作っていくにはパフォーマー・アーティストへの温かな支援が何よりも必要です。

活動を支え、様々な鑑賞の機会も提供できることから、活動の性質によってはチケット代や入場料などを徴収する類の利用は施設利用料を別料金体制にすることも可能でしょうし、活動をPRするための撮影・公開許可をするなど、多少の改善をされてもいいのではという声があります。

港区には（仮称）文化芸術ホールの計画がありますが、完成はまだまだ先です。大小のホール、託児機能、多目的利用可能な施設の整備が求められておりますが、現在の区民ホールと同じような使われ方を想定しているものではないと思います。完成する頃には様々な事情を加味し、港区の文化芸術振興に相応しい施設になるのでしょうか、それまでも改善できることは進めていただきたく思います。

そこで質問をいたします。

- 文化芸術活動を継続して育むため、区民センターなど区有施設に関する利用条件を改善することについて区長の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

答弁（武井雅昭 区長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、**基金**についてのお尋ねです。

まず、**震災復興基金の活用方針を早期に示すこと**についてです。

震災復興基金は、震災後の早期の復旧・復興を目指し、区民生活の再建、中小企業の業務継続や商店街の復興、公共施設などのインフラの復旧を国や東京都の支援を待つことなく、区が速やかに実施するとともに、国の制度への上乗せなど、区独自の支援を実施するために活用いたします。現在、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく国の支援制度の調査のほか、災害時に独自の被災者支援を実施した自治体での現地調査を行い、港区にふさわしい支援内容の検討を進めており、具体的な活用方法について、できる限り早期にお示ししてまいります。

次に、**基金の適正規模**についてのお尋ねです。

自治体の各年度の歳出は、その年度の歳入でまかなうことが原則であり、その例外として基金が認められております。港区では、借金に頼らない健全な財政運営をするために、積極的に、この基金制度を活用しております。財源不足等を年度間で調整する財政調整基金と、社会基盤の整備等特定の目的のために活用する特定目的基金があります。財政調整基金は、区民税等の経常的な収入を基礎として算定される、標準財政規模の5割以上を確保することとしております。特定目的基金は、(仮称)産業振興センターの整備をはじめ、施設整備に係る基金を今年度は36億円活用するなどして、財政負担を平準化しております。

今後も、将来の行政需要に備え、基金それぞれの目的を達成するために必要な残高を確保してまいります。

次に、**基金の整理**についてのお尋ねです。

区はこれまで、公共施設の整備、子育て支援など、特定の政策目的を実現するために、条例で基金を設置し、その趣旨に沿って計画的な積立てと効果的な活用を図ってまいりました。また、区債償還のための減債基金をはじめ、目的を果した基金は廃止するなど、必要な見直しをしております。今後も、将来にわたり基金を効果的に活用できるよう、財政状況や社会環境など区を取り巻くあらゆる状況の変化に合わせ、統合や廃止を含めた見直しを行ってまいります。

次に、**定住促進基金の活用について**のお尋ねです。

定住促進基金は、区が定住促進対策の推進のために設置した基金で、主に都市基盤や交通環境の整備などに活用しております。これまで、電線類地中化整備、コミュニティバス運行、台場の地域交通の運行、自転車シェアリング推進、歩道及び歩車共存道路の整備などに充当してまいりました。今後も、社会情勢の変化に応じ、良好な市街地環境の整備に向けて、基金の目的に合致した事業に、効果的に活用してまいります。

次に、**園外活動の支援について**のお尋ねです。

まず、**外遊びの改善について**です。

都心である港区は、私立認可保育園が自ら園庭を確保することは難しい状況にあり、外遊びの場所として、多くの園では近隣の公園を利用しております。区は、区有施設を活用してプール遊びや外遊びの場所を提供しており、本年度は教育委員会と連携し、区立幼稚園3園をプール遊びの場として提供するなど、保育環境の充実に取り組んでおります。園児の外遊びの場所を確保することは、保育環境を充実するためにも重要であり、引き続き、送迎バスによる移動支援なども含め、多角的に検討してまいります。

次に、**園庭の代わりになる公園を増やすことについて**です。

区は、大規模開発の際に、新たな公園を整備するため事業者と協議を行っております。品川駅北周辺地区の開発で新設予定の公園では、水飲み場やトイレを備え、子どもたちの遊び場として遊具を配置した計画といたしました。本村公園では、子どもたちがのびのびと走り回れる広場やトイレに幼児用便座を設置するなど、ワークショップでの意見を反映して、来年度、再整備いたします。今後も、園庭の代わりとして利用できるよう、公園を整備してまいります。

最後に、**区民センターの利用条件の見直しについて**のお尋ねです。

区民センターの利用については、区民の相互交流と自主的活動の促進を図るため、地域に根ざした活動に、より貢献する構成員10名以上で在住・在勤者が7割以上の登録団体を優先しております。そのため、それ以外の団体や個人については、登録団体と同様の区民ホールの申込期間や参加費等の徴収に差を設けております。

今後、区民センターの利用実態や他区の動向等を調査し、ニーズを把握した上で、登録団体以外の団体や個人も含めた利用条件の見直しについて検討してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

答弁（青木康平 教育長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

教職員のICT環境整備についてのお尋ねです。

教育委員会は、校務の効率化による教職員の負担軽減や子どもたちに向き合う時間の確保のため、教職員のICT環境の整備を進めております。今年度は、各学校の無線LANの強化を行い、高速かつ安全性の高いネットワークを整備してまいりました。今後も、セキュリティが高く、時間や場所、端末の違いを超えて活用できるクラウドサーバーの利用や通信速度の更なる改善を検討するとともに、テレビ会議や遠隔でシステムにアクセスし業務を行うなど、教職員のICT環境のさらなる充実に向け取り組んでまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。